

- 1 平和について
- 2 基町相生通地区市街地再開発事業について
- 3 子どもをSNSからどう守るかについて
- 4 長寿期の高齢者支援について

〈発言内容〉

ひろしま清風会の桑田恭子です。会派を代表し、一般質問を行います。広島市は今年、原爆投下から80年を迎えました。初めに広島が行う平和事業について3項目質問してまいります。

1) まず、広島平和記念都市建設法について質問します。

広島市には平和を冠とする施設や行事が多くあります。その基盤となるのが広島平和記念都市建設法です。原爆投下4年後の1949年8月6日公布されています。わずか7条からなる短い法律ですが、広島市の復興の礎を築くとともに広島市のアイデンティティの根拠にもなっています。

平和都市法は、第1条で、広島市を恒久の平和を実現しようとする理想の象徴とするとあります。1946年公布の日本国憲法第95条に基づく住民投票を経て制定された全国初の地方特別法です。原爆の投下により年内に人口の4割、14万人が亡くなり、2km以内の92%の建物が破壊され、1000人いた職員の6割が亡くなったとの事です。当時、市税の8割が失われており、復興には軍都広島の軍用地を無償で払い下げてもらうもらしかないと、議会と行政、広島市選出の国会議員らの協力により 議員立法で法律を提案、1949年5月 衆参全会一致で可決、1949年7月7日住民投票を経て成立しています。

国から財源を引き出すための法律であったが、国庫補助は約2億円、現在の金額で6~16億円、軍用地は市内所在の約5%の譲与でした。浜井市長は期待したものよりはるかに少ないしながらも打ち出の小槌と評価しています。同法の最も大きな意義は、復興広島市の建設の精神が法文に謳われたこと。それは市民に絶大な勇気と希望を与えたと述べています。

平和都市の概念は平和都市という都市像を前面にする事で財源を、確保する市当局の戦略であり、GHQが情報統制する中、占領軍や海外の世論をあえて取り入れたとあります。

復興への思いの詰まった現在も有効な法律です。現在 広島平和記念都市建設法は、1967年の基町高校用地の無償譲渡を最後に譲渡はありません。市内で実施される都市計画事業は、広島平和記念都市計画と名前がつけられ国会に報告されますが、補助率は他都市と変わらず、財政上の優遇措置もありません。国の行財政改革議論の中で廃止論が、3回出されたとの過去の報道もあります。平岡元広島市長も被爆50周年にあわせ、旧日銀広島支店の払い下げを大蔵省に持ちかけた際、平和都市法はもう死んでいるといわれたエピソードを明かしています。

質問です。国において、廃止の議論が現在もあるのか教えてください。広島市に置いての位置づけはどのようにになっているのかお答えください。

広島市の都市計画は、すべて平和都市法の下にあるとされています。第6条に広島の市長は、その住民の協力及び関係諸機関の援助により広島平和記念都市を完成することについて、不斷の活動をしなければならないとあります。住民の協力を得るには、対話や理解が必要である。そのことについて不斷の活動を義務付けています。ですが、例えばアストラムラインの延伸や中央図書館の移転を見ても、だれが要望し、住民の意見聴取など法に謳う「住民の協力」が不十分な事業もあると感じています。

アストラムラインの延伸、中央図書館等の移転整備について、それぞれ、住民の協力をどのように取られたのかお答えください。

この法律の活用として、昨年7月の市長記者会見で基町住宅の建て替えと比治山の放射線影響研究所の移転を挙げられています。いずれも現在事業は進行しており、基町住宅の移転建て替え、放射線影響研究所は広島大学霞キャンパスへ移転、3月から工事が始まり2027年完成の予定です。これらについて、国の支援はどのようにあったのか、お答えください。

放射線影響研究所跡地活用については、予算特別委員会で比治山ホールは歴史的に貴重な建物であることから、建物を活用したレストランを整備するとしつつも、市民に放影研の保存活用を求める声があるとし、比治山ホールも含め、改めて検討すると答弁されました。[移転後の活用をどのように取り組もうとしているのかお答えください。](#)

次に、平和宣言に関する懇談会について質問します。

猛暑の中、過去最多の120か国、地域から5万5千人が会場を訪れる中、被爆80周年の平和記念式典が行われました。今回の平和宣言は、停戦が見えないロシアとウクライナの戦争、イスラエルとハマスの戦争、今年5月にはインドとパキスタンの軍事衝突も発生するという混迷を極める世界情勢の中で行われたものでした。世界中に紛争が広がり、さらには核兵器の使用も懸念される現状において核抑止力を明確に否定されたわかりやすい内容であったと思います。

広島市の平和宣言は、松井市長が就任されて以来、現在は、平和宣言に関する懇談会の意見を踏まえて作成されることとなっています。市長を座長とし、他7人の有識者で構成されています。懇談会開催要項では、第1条で平和宣言の作成に当たって市民等からの意見を幅広く聞くため、平和宣言に関する懇談会を開催する。とあります。

構成員の人数、任期、どういった方で構成するかの記載はなく、第3条で、核兵器廃絶及び世界恒久平和の実現を訴えることについて識見が高い者の出席をもって構成する。となっています。はっきり明記してあるのは、第4条で、出席者に守秘義務をかし第5条では、懇談会は原則非公開とするとされています。

広島市は、「市民の市政参画の推進に関する要綱」で審議会、懇談会の会議を原則公開としています。世界に発信する平和宣言の議論は公開の場で行われるべきです。非公開とする理由は、ごく一般的な内容で、理由になっていません。ぜひ、公開することを要望いたします。

現行の非公開のまま行うにしても、幅広く意見を聞くとしながらも7人では少ないと思います。人数、どういった分野の方を入れるのかの選定基準や、委員が固定化しないように任期の基準も必要ではないかと思いますが いかがお考えですかお答えください。

3点目に平和学習について質問します。

先にも述べましたように現在、世界各地で起きている戦争で核が使用される危険が高まっています。今こそ被爆都市広島の平和教育、平和の発信が重要な時であると感じます。

しかし、被爆後 80 年が経過し、被爆者の平均年齢は 86 歳、被爆者手帳保持者はこの 1 年で 7695 人亡くなり 10 万人を割り込んだと報道にあります。体験を語れる被爆者に頼れる時間は限られています。平和学習は、今、転換期にあるのではないかと思います。

広島の平和学習は、1975 年の山陽新幹線全線開通に伴い、修学旅行で広島を訪れるようになったことが転換点となり、原爆ドームや平和記念資料館を直接見ることができるようになりました。ただ見学するだけではなく、被爆者の話を聞きたいとのニーズから 1983 年から被爆者による直接講和が始まり、2015 年ごろから伝承講和に移っていました。

広島市が行っている平和学習においては、被爆の実相を正しく継承することが主流となっているように思い、重要なことであると思っていますが、今後は、学んだことを発信していく力を養うことも必要ではないかと思っています。歴史の事実を知り、自分たちで記憶を語りなおす力です。今後の平和学習についての考え方をお答えください。

平和都市と法律に明記された都市は、世界中で広島市だけと聞いています。平和宣言においても核兵器廃絶をあきらめない姿勢を示されました。平和の発信、核兵器廃絶は、被爆都市広島が背負う使命です。未来を担う世界中の子供たちを対象とした平和学習を行っていく教育委員会だけではなく、新たな組織を作るぐらいの熱量も必要ではないかと思っています。

2) 基町相生通地区市街地再開発事業について質問します。

令和 3 年 8 月に成立した市営基町駐車場と商工会議所ビルの等価交換に始まる再開発ビルに、8 月 7 日、建設委員会の視察で入ることができました。建設途中の壁のない現場は、猛暑にもかかわらず、風が心地よかったです。

計画では、2027 年 4 月の完成を目指すとされ、通常よりかなり早い工事計画との説明でした。1 年半もすればイメージ図通りの地上 31 階建てのビルが完成します。が、この開発には、棄却はされたものの 5 件の住民監査請求、2 件の訴訟が進行中です。原告は市民、被告人は広島市長他当時の幹部職員 2 人です。

事の始まりは、令和 3 年度の予算において市営基町駐車場の評価を 24 億 5700 万円、商工会議所ビルの評価を 24 億 9100 万円とし、金銭のやり取りを最小限に抑えるという理由で財産交換を行ったことです。当時、この二つの土地、建物は等価ではない、前例のない財産交換をすることは、広島市にとって不利益であると質問し、修正案も提案致しましたが否決されました。

住民監査請求の内容も同様に、等価交換の評価が不適に商工会議所に有利となっており、市民

に不利益を与えたというものです、監査の結論は、財産交換の締結の令和3年6月25日から1年以上経過しているため不適切な請求であるとし、監査は行わないとしています。

しかし、監査の報告書の中に広島市の意見が書かれています。そこには商工会議所ビル及び市営基町駐車場の鑑定評価額は令和3年1月1日を評価時点として、その時点で客観的に予測される要因を反映した評価結果に基づき本市財産評価委員会の審査を経て決定したものである。この度の鑑定評価の価格時点では、不動産鑑定士が客観的に市街市再開発を予測できる状況では到底なかった。そういう状況にも関わらず、仮に不動産鑑定士が見込みで再開発を織り込んだとすれば、恣意性が介在し客観性、公平性を欠いた鑑定評価になるとしています。

一方、市営基町駐車場の敷地については、本来行政財産ですが、行政財産では財産交換ができないため、行政財産の指定がないもの、将来確実に変更されるものとして評価していると述べています。

ちぐはぐな説明に聞こえます。令和3年12月議会の都市整備局長の答弁では、鑑定に当たっては、将来確実と思われる変更等に関しては、当然、見込んで評価すると答弁しています。

再開発事業は平成29年から着手され、広島市は平成30年9月に商工会議所に対し、同商工会議所ビル移転、建設については市営基町駐車場周辺の再開発事業として検討していることを提案しています。

鑑定士は当然再開発事業があることは承知していたと思います。市街市再開発を評価に反映するには施工認可が必要との鑑定士の認識があったと市は述べていますが、鑑定士は何を知りえなかったので現状のまま評価したのでしょうか、お答えください。

等価交換は令和3年8月に成立しています。交換後は、商工会議所ビルは広島市の所有、基町駐車場は商工会議所の所有となりました。しかし、広島市が直接ビルの管理をするわけでもなく、管理会社を競争入札で公募をするわけでもなく、事前に交わした覚書で商工会議所に随意契約で管理委託をしています。さらに商工会議所には、また貸しを認め、今まで商工会議所と賃貸契約をしていた事業所はそのまま、商工会議所との契約を継続することとし、商工会議所は、事業者の賃料を一括して広島市に支払うことになっています。

商工会議所と事業者との賃貸契約の金額はわかりませんが、商工会議所が一括して広島市に支払う賃料は、広島市財産条例の特別措置の規定を適用し、50%の減免措置を行っています。

市は、財産交換後短期間ですべてのテナントに立ち退いてもらう必要がある極めて特殊な不動産であり、この場合一般的に市場価格よりも相当に低く評価されるものであるとし、その参考となる事例が近くにないことから貸付算定基準に準じて算定したと説明しています。

このことにより、令和3年度の決算では、広島市に入る賃料よりも、広島市が商工会議所に支払う委託料のほうが高額で、8か月で289万円の赤字となっていました。

質問です。まず、商工会議所が広島市に払う賃料は1ヶ月いくらとなっていますかお答えください。その後の商工会議所ビルにかかる経費と収益の決算状況はどのようにになっていますか、お答えください。

契約は、令和9年3月31日まで続きます。累計での収支はどのようになるのかお答えください。

監査は、市の判断に違法または不当な財産の管理には当たらないとし、住民監査請求を不適法な請求と却下しています。が意見がつけられています。意見には、他都市では、大規模な公有財産の貸し付けの場合その貸し付け料の決定に際し、慎重かつ専門的な判断を経る手続きを設けている例がみられることから、そうした事例を調査するなどして、本市でも制度の改善を検討されたい。としています。[監査の意見を受け、どのような対応をされたのかお答えください。](#)

新たな再開発ビルの完成は2027年令和9年4月とされています。県市がそれぞれの産業支援機構を集約し、広島産業経済センター（仮称）を設置する事。商工会議所が所有するフロアーに産業振興センターの一部を移転するとの報道がありました。

具体的な内容、懸念する賃料などについては、早期に、報告をいただくよう要望いたします。

③ 子供をSNSからどう守るかについて質問いたします。

8月25日愛知県豊明市が独自の対策を盛り込んだ「スマートフォン等の適正使用の推進に関する条例案」を9月議会に提案することが報じられ話題となりました。対象は子供だけではなく、全市民となっており、特に4条の余暇時間における使用時間を1日あたり2時間以内を自安とするよう市、保護者、学校、専門職等が連携して促すというところが注目されています。

8/21~9/2まで 約270件の意見が寄せられ、批判的な内容が多いものの、賛同の意見も有るとしています。

モバイル社会研究所の2024年一般向けモバイル動向調査では、15歳~59歳のインターネット利用時間は平均5.3時間、学生に限定すると平均7.8時間になると報告しています。

愛知県に先駆け、2020年4月には「香川県ネット・ゲーム依存症対策条例」こちらも当時大いに反発を集めた条例ですが、施行されています。海外に目を向けると2024年11月、オーストラリア政府は16歳未満のSNS利用を法律で禁止する法案を可決、2025年からの施行となっています。

規制の対象は、SNSの運営会社です。16歳未満の子供が利用できないような措置を行う事を義務付け、違反した場合は、約48億円の罰金が課せられます。なお、SNSを利用した子供、保護者には罰則はありません。過度なSNSの使用が健康を害し、トラブルに巻き込まれる可能性があるとして世界中で規制の強化が検討されているとの記事もあります。

8/27の日経新聞に生成AIを使い実在する人物の偽画像や動画を作り出すディープフェイクが児童ポルノにも悪用され始めたとの記事がありました。2024年全国の警察に寄せられた通報相談は100件を超え、児童生徒が同級生の写真を悪用するケースが目立つとし、発覚は氷山の一角と報じています。

この件については、私のところにも。民間のネットパトロールの方から、高校生の運動会の写真が裸に加工されてインターネット上に挙げられているとの連絡を受け教育委員会に報告することもあります。

いじめの相談でも、インスタに本人を装って、情報を流すような方法でのいじめが実際にあり、対策が難しいと感じました。

SNS が子供に及ぼす悪影響を上げてきましたが、SNS、AI を使用する環境が後戻りすることは無く、制限の規制には限界があり、現在の GIGA スクール構想に逆行する面もあります。正しく使うことを学んでいくことが緊急かつ重要であると思っています。

そこで、質問いたします。市立学校中 SNS でのいじめなどの被害の現状はどうか、内容はどのようなものかお答えください。

SNS を正しく使うことについては、デジタルシチズンシップ教育が導入されつつあります。優れたデジタル市民になるために必要な能力を身に着けることを目的にした教育でこれまでの情報モラル教育とは異なるものとのことです。広島県においても取り組みが始まり、広島市においても指定校3校で先行して取り組みを行っています。どのような取り組みを行っていますかお答えください。

名古屋市と千葉市の教員が女子児童を盗撮し SNS のグループチャットで画像を共有していた事件の報道は衝撃的でした。逮捕されたのは2人ですがグループは10人程度参加していたとみられ、現在もどこかの学校で勤務しています。

文科省の HP、「教育職員等による児童生徒性暴力の防止等に関する基本的な方針」の冒頭には本来、子供たちを守り育てる立場にある教員が「魂の殺人」とも呼ばれる性暴力を行い子供たちの尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるなどということは、断じてあってはならず言語道断であると述べています。

しかし、広島市においても教員による深刻な性暴力があり、教員は逮捕されています。文科省の発表では、2023 年度、性犯罪や性暴力、セクハラ行為で懲戒処分などを受けた公立の小・中・高の教員は 320 人としています。前年より 79 人の増加、統計を取り始めた 2011 年以来過去最多としています。

2022 年 1 月に本市の教育委員会は懲戒処分の基準を変更し、「児童生徒に対してわいせつな行為をした教育職員等は免職とする」されています。その後のわいせつな行為への懲戒処分の件数をお答えください。

2024 年 6 月、日本版 DBS を導入するための法律が成立し、2026 年からの運用となっていますが、現在でも、わいせつな行為などで教員の免許を失効した人の全国データベースもあり活用できるのではと思います。

子どもたちを教員等による性被害から守らなければなりません。まず、教員等への対策はどのようにになっていますかお答えください。性被害への対策には、子ども自身が身を守る知識を身に着けることも重要です。子どもたちへの教育はどのように行っていますかお答えください。

福岡県では平成 31 年、議員立法で性犯罪根絶条例を制定し、このほど改正され、対応方針が策定されていることを知りました。9/12 昨年成立した子どもへの性暴力防止法の運用に關

する検討会で防犯カメラの設置が有効との見解が示されたとの報道があります。広島市においても対策を強力に進めていく必要があると思っています。

4) 最後に、長寿期の高齢者の支援について質問します。

お前百まで わしゃ九十九までともに白髪の生えるまで夫婦 仲睦まじく ともに長生きをしようというものですかほほえましい言葉は今や現実。

長寿国日本、100歳以上の高齢者は、令和6年9月現在、95119人、女性が88%を占めています。広島市においても、令和7年度9月現在の100歳以上の方々は1254人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所が2020年国勢調査から算出した日本の将来推計人口によると、80歳以上の人口は、2020年、1153万人であったものが、団塊の世代が90歳に迫る2035年には1606万人に増え、総人口の13.8%を占めると予測しています。

80歳を超えると元気な人でも加齢による衰えを訴えはじめ、認知症の有病率、要介護率が高まる、厚生労働省のデーターも示しています。

廿日市市在住の社会学者 春日キスヨ氏は、国を挙げて介護予防に励み健康長寿命を伸ばそうとしても、加齢による衰えを先送りするだけ、人生の最晩年期への備えを妨げることにもなりかねない、介護予防より生活支援を重視するべきと提言されています。

「終活」の前に「老い支度」が大切なのが、そのことに関心を持たない人が多いと述べられていました。まず初めに今後、80歳を超える長寿期の高齢者が増加することを踏まえ、本市においてはどのような取り組みを行っているのかお答えください。

介護予防は、要支援、要介護の認定率を下げる効果があり、健康リスクを抱えても住み馴れた地域で自立した生活を送ることが重要で、認定の減少を目標としています。令和4年度の数値で80歳～84歳で約26%、85歳～89歳で51%となっています。高齢者が社会的資源につながるのは、地域包括支援センターが多いと思いますが、ケアマネジャーとつながるには、病気やケガなどでサービスの必要が発生した時が起点です。

介護認定を受けていない高齢者が、自身が動けなくなる前に備えておくサービスは無く、任意後見人や民間事業者のサービスを利用するしかないので、民間サービスには監視機関も無く、利用料金が高額なものもあると聞いています。

高齢者が安心して日々の暮らしを送るのに、金銭や重要書類の整理、病院への入院介護保険施設への入所など、様々な手続きがあります。これらの支援体制として平成11年に始まった日常生活支援事業、広島市では市社会福祉協議会の自主事業、『かけはし』があり、20年以上の実績があります。認知症や知的障害、精神障害により判断能力が不十分なため、日常生活を営む上で不安な方が利用できるとされています。令和に入ってからの利用者数は毎年350人程度で推移しています。

現在の相談員は11人、1人当たり35人が目安と聞いています。厚生労働省のHPでは、今後、対象者の拡大やサービスの拡充が検討されることが示されています。

質問です。この事業を担う市社会福祉協議会の実施体制はどのようにになっているのかお答えください。

金銭の管理ということになると成年後見制度を思い浮かべますが、財産管理や契約を伴わない日常的な金銭の管理のほうが多くあります。成年後見制度には、法廷後見制度と任意後見制度の2種類があります。また、複雑な財産管理・契約管理が不要な平易なケースでは、地域での社会貢献的な性格を持つ市民後見人が選任される事例もあるとされています。

広島市でも市民後見人の養成を行っています。どのような状況ですか、利用の実績はどのようになっていますかお答えください。

誰もが避けられない老い、程度の差はあれ、判断能力は加齢とともに落ちていきます。人は、ピンピンころりとはいかないのです。誰もが老い支度を十分にできるよう、使いやすい支援体制を作っていく必要があると考えます。